

オフィス・ソメヤ通信

2026年2月号 No.164

〈発行〉社会保険労務士オフィス・ソメヤ
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-23-7
第3瑞穂ビル 209号室
e-mail info@office-someya.jp

無期転換ルール及び多様な正社員等に関する裁判例を厚労省がとりまとめました

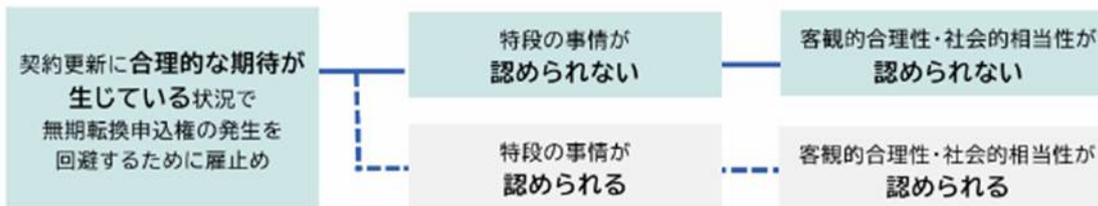
厚生労働省は、「無期転換ルール及び多様な正社員等の労働契約関係の明確化に関する考え方と裁判例」をとりまとめ、これを公表しました。その一部を紹介します。

◆「無期転換ルール及び多様な正社員等の労働契約関係の明確化に関する考え方と裁判例」から抜粋

1 無期転換申込権が発生する直前に合理的な理由のない雇止め



契約更新について合理的な期待が生じている状況で、無期転換申込権の発生を回避するために雇止めを行った場合、特段の事情がないときは、当該雇止めに客観的合理性・社会的相当性が認められないと判断され得る。



主な裁判例 公益財団法人グリーントラストうつのみや事件 ▼



公益財団法人グリーントラストうつのみや事件

令和2年6月10日宇都宮地判
労判1240号83頁

【概要】

有期契約労働者が、会社に6回目の労働契約の更新の申込みを拒絶され、雇止めを受けたことにつ

注. 掲載されている裁判例は、いずれも個別の裁判例であり、事案によって異なる判断となる可能性がありますので、ご注意ください。

この裁判例では、最高裁のほか、高裁や地裁の判例も含め、最近の無期転換ルールや多様な正社員に関する裁判例が、図表などを用いてわかりやすく紹介されています。

【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66699.html

70歳までの高齢者就業確保措置 34.8%の企業が実施(厚労省の調査)

厚生労働省から、「令和7年 高齢者雇用状況等報告」の集計結果が公表されました。高齢者雇用安定法では、65歳までの雇用の確保を目的として、高齢者雇用確保措置を講じるよう企業に義務付けているほか、70歳までの就業機会の確保を目的として、高齢者就業確保措置を講じるように努めることを企業に義務付けています。

今回の調査で、**34.8%の企業が「高齢者就業確保措置」を実施済み**であったことが明らかになり話題になりました。その内訳なども含め、最新の動向を確認しておきましょう。

【確認】今回の集計結果は、令和7年6月1日時点での状況をまとめたものです。

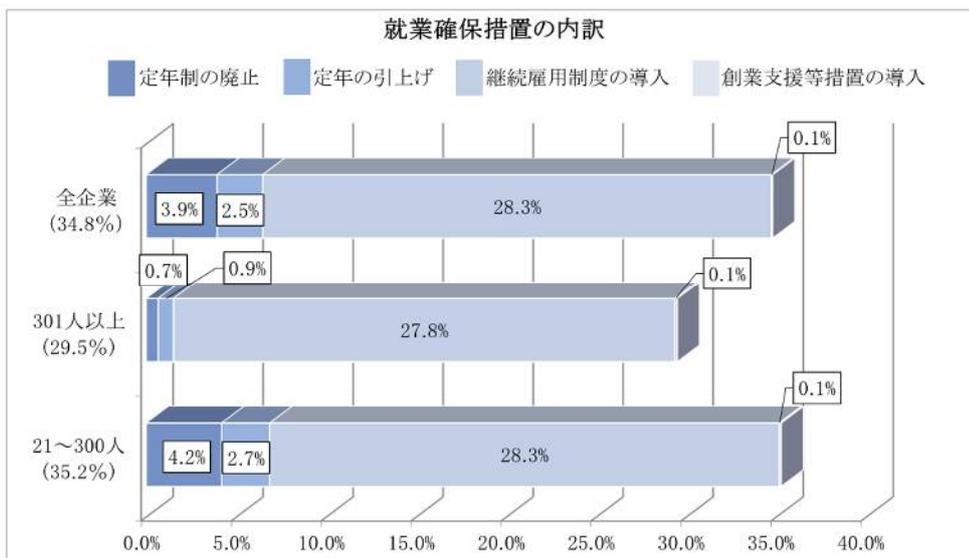
なお、この集計では、従業員21人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

◆70歳までの高齢者就業確保措置の実施状況／令和7年高齢者雇用状況等報告より

【前提】高齢者就業確保措置(就業確保措置)とは

＜対象となる事業主＞

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
 - ・継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く)を導入している事業主
- 高齢者雇用安定法により、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置(高齢者就業確保措置)を講じるように努めることが企業に義務付けられています。



☆令和3年4月から努力義務として施行された「高齢者就業確保措置」について、実施済みの企業が着実に増加しています(令和6年31.9%→令和7年34.8%)。

人手不足に対応するため、高齢者の雇用は避けて通れない課題だといえます。

【厚生労働省】https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66853.html

令和8年度の雇用保険・健康保険の保険料率（支援金率を含む）案が示されました

令和7年12月から令和8年1月にかけて、令和8年度の雇用保険・健康保険の保険料率などの案が示されました。正式に決定されたわけではありませんが、この時期に公表された案のとおり決定されるのが通例となっていますので、簡単に紹介しておきます。

◆令和8年度の雇用保険・健康保険の保険料率（支援金率を含む）の案

（令和8年度の雇用保険料率（一般の事業））

・雇用保険料率（全体）：令和7年度 1.45%—引き下げ→**令和8年度 1.35%**

[内訳]①失業等給付費等充当徴収保険率：令和7年度 0.7%—引き下げ→令和8年度 0.6%

②育児休業給付費充当徴収保険率：令和7年度 0.4%—据え置き→令和8年度 0.4%

③二事業費充当徴収保険率：令和7年度 0.35%—据え置き→令和8年度 0.35%

〈補足〉①及び②は労使折半で負担、③は事業主のみが負担。

（令和8年度の健康保険の保険料率）

・医療分（原則として、令和8年3月分〔4月納付分〕から）

平均保険料率：令和7年度 10.0%—引き下げ→令和8年度 9.9%

・介護分（原則として、令和8年3月分〔4月納付分〕から）

介護保険料率：令和7年度 1.59%—引き上げ→令和8年度 1.62%

（子ども・子育て分（原則として、令和8年4月分〔5月納付分〕から））

令和8年4月から開始される子ども・子育て支援金制度による令和8年度の子ども・子育て支援金率：国から示された「実務上一律の支援金率」を踏まえて「0.23%」

〈補足〉いずれも労使折半で負担。

編 集 後 記

2026年になり、1ヵ月が経過しました。いかがお過ごしでしょうか。

私は、昨年12月から年末年始も含め、ほぼ休みなく働き続けてしまいました。理想と現実には大幅に違っていますが、2026年こそはプライベートな時間も取れるよう事務所体制をしっかりと整えてまいります。

昨年11月に母が他界し、「今という時は二度とこない」ことを痛感し、「今、この瞬間を大切に生きる」と母との別れの際に誓いました。まさに、「祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響きあり」です。

これからは、仕事だけの人生ではなく、ゴルフや旅行などプライベートも楽しみながらの人生を送っていきたいと思います。